国立大学法人佐賀大学　第４期中期計画

Ⅰ　教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　社会との共創に関する目標を達成するための措置

（１－１）地域の課題解決に向けて、佐賀県をはじめとする地方自治体等との連携により、地域の特色を活かした取組を展開するとともに、地域における企業ニーズと本学シーズのマッチング等の取組により、地域の企業等との共同研究等を推進する。

評価指標	（１－１①）地方自治体等との連携プロジェクト数　20件以上（第4期平均値） （１－１②）地域における企業ニーズと本学シーズのマッチング取組数　10%増加（第3期平均値に比した第4期平均値） （１－１③）地域の企業等との共同研究締結数　10%増加（第3期平均値に比した第4期平均値）

２　教育に関する目標を達成するための措置

（２－１）「佐賀大学のこれから-ビジョン2030-」を踏まえた教育課程、入学者選抜の改善に繋げるために、教学IRにより分析したエビデンスやステークホルダー（在学生、卒業生、高校、就職先企業等）の意見に基づく自発的な改善サイクルを生み出す全学的な教学マネジメントを確立する。特に入学者選抜については、第3期に確立した多面的・総合的評価を継続して実施するとともに、教学マネジメントの中で学位プログラムと一体的な検証及び改善を行う。

また、検証結果や改善内容は全学的に点検・評価するとともに、ステークホルダーに向けて発信する。

評価指標	（２－１①）エビデンスとステークホルダーの意見に基づく教育課程及び入学者選抜の点検・改善の仕組みを整備していること（令和4年度） （２－１②）学部等が行った教育課程及び入学者選抜の点検・改善結果を、教育の質保証を担う全学会議にて、意義や効果等を評価し、検証していること（令和6年度以降の毎年度） （２－１③）全学的な教学マネジメントに基づく検証結果や改善内容をステークホルダーに向けて公表していること（令和6年度以降の毎年度） （２－１④）学部入試のすべての入試区分における多面的・総合的評価の導入率（100%）の維持

（３－１）特定の専攻分野を通じて課題を設定して探究するという基本的な思考の枠組みを身に付けさせ、卒業までに修得すべき能力を三つの観点から定めた「佐賀大学学士力」の修得を確かなものとするために、特に課題設定・探究能力の修得状況を、ルーブリック評価等により客観的に評価し、学生一人一人が入学から卒業に至るまでに確かな成長実感を得られる学士課程教育を展開する。

評価指標	（３－１①）卒業時の「佐賀大学学士力」の達成度自己評価の代表値（平均値など）が、全学部において、入学年次より上昇していること （３－１②）課題設定・探究能力等に関する卒業時の客観的評価指標を設定し、その代表値（平均値など）が、全学部において、入学

	年次より上昇していること

（3－2）幅広い教養を身に付けた人材の養成を目指したカリキュラムを編成し、所属学部の専門に偏りすぎない知識の修得を促すとともに、教養科目の再構築、数理・データサイエンス・AI教育の全学展開、インターフェース科目及び初年次教育の改革等を実行する。

評価指標	（3－2①）全学部の令和6年度入学生の卒業要件として、教養科目の全分野履修を必修としていること （3－2②）学部学生における数理・データサイエンス・AI教育科目の履修率　80%以上

（3－3）「大学・高専機能強化支援事業」の仕組みを活用し、カリキュラムの再編や入学定員の増員をはかり、北部九州のニーズに応えた高度情報系人材育成機能を強化する。なお、「大学・高専機能強化支援事業」の実施によって増加した入学定員について、「第５期中期目標期間終了時までに同規模の入学定員減を行う方針」を大学全体で検討する。

評価指標	（3－3①）理工学部の入学定員　30名増員（令和６年度）

（4－1）学校教育を先導し、中核となって活躍できる学校教員を養成するため、佐賀地域において必要とされる「特別支援教育」及び「通常学級における発達障害児」に対応できる実践力を養う授業科目を、既存の必修科目に加えて新設し、教育学部生全員の必修科目とする。教育実習、教職実践演習についても現存の特別支援教育の要素を追加する。

また、小学校教科担任制や小中一貫校・義務教育学校に対応できるように、「幼小連携教育」や「小中連携教育」を実践し、教育学部生全員が小学校教員免許を含む複数教員免許を取得することを卒業要件とする。

評価指標	（4－1①）教育学部において特別支援教育及び通常学級における発達障害児対応に関する新設授業科目並びに特別支援教育の要素を加えた教育実習と教職実践演習を必修としていること（令和７年度） （4－1②）教育学部卒業生全員が小学校教員免許を含む複数免許を取得していること（令和7年度）

3　研究に関する目標を達成するための措置

（5－1）本学における基礎研究と学術研究の卓越性と多様性を強化するため、これまで培ってきた学問分野（教育、芸術、経済、医、理工、農等）を基盤として、学際的に重点分野を明確化し、必要な経営資源を確保・活用しつつ、URAを中心とした研究支援活動等を展開し、全学的な観点から組織的に研究活動を推進するとともに、本学の国際的なプレゼンスを高め、学術研究の多様性等の強化に繋げるため、英語論文校閲等の研究支援に関する取組を行い、研究者の国際的な交流を推進する。

評価指標	（5－1①）科学研究費助成事業の新規採択率20%以上（第4期平均値） （5－1②）科学研究費助成事業の新規採択件数10%増加（第3期平均値に比した第4期平均値） （5－1③）研究者の国際研究集会への参加者数10%増加（第3期最終年度の値に比した第4期平均値）

4　その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置

（6－1）本学の有する研究機能の強化・拡張を図るため、全国の共同利用・共同研究拠点である海洋エネルギー研究所や学内の共同利用施設であるシンクロトロン光応用研究センター等において、全学的な支援を得つつ、外部資金の戦略的な獲得、研究機能の強化に向けた研究設備の充実や組織改善等の取組を行い、各研究施設の特性に応じた国内外の大学や研究所、産業界等との人的交流や施設設備の共同利用等を推進する。

評価指標	（6－1①）各研究施設の施設設備を利用した研究成果数　10%増加（第3期平均値に比した第4期平均値） （6－1②）各研究施設の施設設備を利用した学内外の研究者数　10%増加（第3期平均値に比した第4期平均値） （6－1③）各研究施設における学内外の研究者による共同研究の受入件数　10%増加（第3期平均値に比した第4期平均値） （6－1④）全学的な研究マネジメント体制のもとに、研究を推進するための組織を構築する。

（7－1）持続可能な地域医療体制の構築に寄与するため、経営状況のモニタリング等を実施して健全な経営基盤を確立するとともに、設備マスタープランを策定して医療機器等を計画的に配備する等、質の高い医療を提供するための環境整備を行う。

また、効率的かつ適正な研究管理を支援する臨床研究管理システムを構築し、社会的要請の強い高度医療、先進医療に係る研究と技術開発を進め、その成果を還元し、質の高い医療を安全かつ安定的に提供する。

評価指標	（7－1①）経営改善等を目的とした診療科との意見交換等実施数　4件以上（第4期平均値） （7－1②）臨床研究数　700件以上（第4期平均値）

（7－2）医療分野を先導し、中核となって活躍できる医療人を養成するために、地域医療の担い手養成を目的とする佐賀県医師確保計画の施策（SAGA Doctor-S プロジェクト等）と連動し、本学医学部附属病院が主体となって、地域医療実習をはじめ、地域の医療教育資源を有機的につないだ教育を実施する。

さらに、地域では総合的な診療能力を持つ医師が必要とされる現状を踏まえ、佐賀県内で3拠点目となる佐賀大学医学部附属病院地域総合診療センターを新たに設置し、専門に偏ることなく幅広く対応できる総合診療を推進する。

評価指標	（7－2①）佐賀県内の専門研修プログラム専攻医数　　50名以上（第4期平均値） （7－2②）新たな佐賀大学医学部附属病院地域総合診療センターの設置 （7－2③）地域医療実習学生の受入れ数40名以上（令和5年度以降の平均値） （7－2④）地域医療に関するセミナー、健康講話開催数16件以上 （7－2⑤）地域医療を担う専門医取得数6名以上

Ⅱ　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

（8－1）学長のリーダーシップのもとで、強靭なガバナンス体制を構築するため、モニタリングの実施等、業務の適正を確保するための体制等を有効に機能させることによ

り、内部統制機能を実質化する。

評価指標	（８－１①）内部統制システムによるモニタリングが継続的に実施され、改善につながっていること（第4期中の毎年度） （８－１②）国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等を毎年度点検し、把握した課題の改善につながっていること（第4期中の毎年度）

（８－２）学長のリーダーシップのもとで、強靭なガバナンス体制を構築するため、重要会議体における学外者の知見を法人経営の意思決定に活用し、その成果を検証・改善する体制を継続する。また、学内外の専門的知見を有する者を登用し、その経験と知識を法人経営に活用する。

評価指標	（８－２①）学外意見の大学意思決定への活用状況及び改善状況を公表していること（第4期中の毎年度） （８－２②）学外の専門的知見を有する者の重要ポストへの登用（理事・監事、他）　8名以上（第4期平均値）

（９－１）地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を目指して、大学施設のスペースに係る再配分や集約化等を行い、学生・研究者、民間企業等の研究スペースとして活用する等、保有施設の有効活用を行う。

評価指標	（９－１①）保有施設の活用率　95%以上（第4期平均値）

（９－２）地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を目指して、全学的なマネジメントによる戦略的な施設整備・共用を盛り込んだキャンパスマスタープラン2022を策定するとともに、インフラ長寿命化計画の着実な実施によるコストの平準化を図り、整備建物に省エネ機器等の採用を進め、ＣＯ2排出量を削減する。

評価指標	（９－２①）施設整備に係るトータルコスト削減率　50%以上（長寿命化整備と従来型との総計比） （９－２②）建物改修前後でのＣＯ2排出量の削減率　20%以上（第4期中に整備する建物を対象として）

（９－３）地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を目指して、大学全体として教育研究設備を戦略的に導入・更新・共用する仕組みを構築し、整備した設備の利用状況等を点検し、改善に繋げる。

評価指標	（９－３①）設備整備方針を策定していること （９－３②）設備マスタープランを策定していること （９－３③）設備マスタープランにおいて整備した設備を対象に点検・改善を実施する仕組みを構築し、点検を実施していること（1千万円を超える設備を整備後、毎年度点検を実施）

Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

（１０－１）財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指し、多様な研究資源を活用した外部資金の獲得や他の教育機関等との連携・協働による財源確保を進め、保有する施設及び設備の有効活用を行う。

評価指標	（１０－１①）常勤教員当たり外部資金受入額維持（第3期平均値に比した第4期平均値） （１０－１②）他の教育機関等との資金運用及び調達の共同実施を行うこと （１０－１③）施設及び設備利用による収入額維持（第3期平均値に比した第4期平均値）

（１０－２）学内の資源配分の最適化を目指し、本学のミッション実現のために戦略性が高く効果的なプロジェクトに対し、重点的に資源を配分する。また、教育研究等の評価結果に基づいて配分を行う。

評価指標	（１０－２①）学長裁量経費　毎年度110％確保（国の提示額比） （１０－２②）教育研究等の評価に基づく資源配分を行っていること（第4期中の毎年度） （１０－２③）本学のミッション実現に資する教育研究プロジェクトへの資源配分を行っていること（第4期中の毎年度）

Ⅳ　教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

（１１－１）IR機能を活用したエビデンスベースの法人経営を更に推進するために、自己評価と外部評価を定期的に実施するとともに、この評価から得られた重要データを可視化し、法人経営の判断材料として活用する。

評価指標	（１１－１①）全学及び部局における自己点検・評価書の作成及び公表（第4期中の毎年度） （１１－１②）全学及び部局における外部評価の実施 （１１－１③）分析・可視化したデータを蓄積し、経営判断を担う役員等が、常時閲覧できる環境を整えること（第4期中の毎年度）

（１１－２）法人経営に対する理解・支持を獲得するために、法人の経営に関する情報等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献、国際交流等の情報を、各ステークホルダーに応じた手段を用いて効果的かつ積極的に発信する。また、各ステークホルダーとの意見交換の場を設け、それらを通じて聴取した意見による改善事例を公表する。

評価指標	（１１－２①）情報発信（記者会見、プレスリリース、SNS）件数　10％増加（第3期最終年度比） （１１－２②）各ステークホルダーから聴取した意見に係る改善事例の公表件数　10件以上（第4期平均値）

Ⅴ　その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置

（１２-１）情報の機密性、完全性、可用性が担保されたデジタル・キャンパスを目指し、通信環境などの情報基盤を整備、強化するとともに情報セキュリティのための組織的対策及びe-ラーニング教育等を実施する。

評価指標	（１２-１①）ネットワーク及び認証基盤を含む共通的情報システムの更新整備 （１２-１②）学生を含めた法人全体における受講対象者の情報セキュリティ講習の受講率95%以上（第4期平均値）

（１２-２）業務全般の継続性が確保されたデジタル・キャンパスの実現を目指し、AIやRPAなどのデジタル技術を活用して、運営事務の効率化を推進する。

評価指標	（１２-２①）AIやRPAなどのデジタル技術を活用した事務改善事例 30件以上 （１２-２②）学生・教職員向け事務手続きのオンライン化事例　20件以上

Ⅵ　予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅶ　短期借入金の限度額

１　短期借入金の限度額

２５億円

２　想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

Ⅷ　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

１．重要な財産を譲渡する計画

・ボート艇庫の土地（佐賀県佐賀市諸富町大字為重字石塚分外搦四角174番2 面積441.09㎡）を譲渡する。

・本庄キャンパス西門付近の土地（佐賀県佐賀市本庄町大字本庄字五本杉457-12 面積17.49㎡）を譲渡する。

・大和町宿舎の土地及び建物（佐賀県佐賀市大和町大字久池井1022-1　土地9,561.71㎡及び建物4,924㎡）を譲渡する）

・鍋島宿舎の土地及び建物（佐賀県佐賀市鍋島3丁目171番外6筆　土地7,489.52㎡及び建物3,693㎡）を譲渡する

・八戸溝宿舎の土地及び建物（佐賀県佐賀市八戸溝3丁目853-21 外1筆　土地9,547.43.㎡及び建物5,220㎡）を譲渡する）

２．重要な財産を担保に供する計画

・医学部附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

Ⅸ　剰余金の使途

○　毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、

・　教育研究診療の質の向上及び組織運営の改善

に充てる。

Ⅹ　その他

１．施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源（百万円）
・（鍋島）総合研究棟改修（医学系） ・（本庄町）講義棟改修 ・（鍋島）ライフライン再生（電話交換機設備等） ・総合研究棟改修（農学系） ・小規模改修	総額 １，１１８	施設整備費補助金 （９１４） （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 （２０４）

（注１）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注２）小規模改修について令和４年度以降は令和３年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

２．人事に関する計画

適切な年齢構成実現及びダイバーシティ・インクルージョンの観点からの多様な人材確保のより一層の推進のため、「国立大学法人佐賀大学教員人事の方針（2004年４月１日制定）」を改正し、事務系職員等を含めた総合的な人事方針を策定する。策定した人事方針のもと、教員及び事務系職員等について、適切な年齢構成で配置するとともに、人材の多様性の確保を図る。

また、本学では既に教育研究組織と教員組織を分離し、全ての教員を教育研究院に所属させており、今後さらに教育研究上の目的に沿った実施体制となるよう教員人事を一元的に行う。

特に若手教員を増加させるため、学長主導で若手研究者採用のためのプロジェクトを実施し、研究スタートアップ経費や研究環境整備等の研究支援を行うことで、新たな研究領域の開拓や分野融合型研究へ展開し本学の研究活動の活性化を図り、かつ、若手研究者のポスト拡充及び当該研究者の研究環境の改善を図る。

３．コンプライアンスに関する計画

各種法令及び学内規則等を含めた法令遵守に関する全学的取組を実施する。

特に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」等を踏まえ、研究活動における不正行為や研究費の不正使用の防止・根絶のために、本学教職員等を対象にeラーニングを活用した研究倫理教育及びコンプライアンス教育の取組等を実施する。また不正を起こさせない組織風土を形成するため、不正防止に向けた意識向上と浸透を図ることを目的とした啓発活動を行う。

４．安全管理に関する計画

研究室での化学物質リスクアセスメントなど環境・安全衛生に関する研修の実施や教職員・学生の衛生管理者、作業主任者等の関連資格取得の推進、及び有資格者の学内外での再教育の機会を提供し、環境・安全衛生管理に理解のある人材を育成する。

５．中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

６．積立金の使途

○　前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
①　医学部附属病院再整備事業に係る施設設備整備費、移転費の一部
②　医学部附属病院の機能強化に係る長期整備計画に基づく施設設備整備の一部
③　その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

７．マイナンバーカードの普及促進に関する計画

学生・教職員に対し、マイナンバーカードを取得することによるメリット（同カードで証明可能な事項、可能となる行政手続）や取得手続き、また取得・使用上の注意点等をメールやポスター掲示等により周知し、同カードの普及促進を行う。

別表１　学部、研究科等及び収容定員

学部	教育学部　４８０人 芸術地域デザイン学部　４５０人 経済学部　９８０人（R8入学定員変更） 医学部　８４９人 理工学部　２，０７０人【２０人】 農学部　６４０人【４０人】（R8入学定員変更） コスメティックスサイエンス学環【６０人】（R8設置） ※【　】は、学部等連係課程実施基本組織に活用する収容定員を示す。 （収容定員の総数） ５，４６９人
研究科等	学校教育学研究科　４０人 地域デザイン研究科　４０人 医学系研究科　１００人 先進健康科学研究科　１０４人 理工学研究科　３９４人 農学研究科　６４人 （収容定員の総数） 修士課程・博士前期課程　５４２人 博士後期課程　６０人 一貫制博士課程　１００人 専門職学位課程　４０人

別表２　共同利用・共同研究拠点

共同利用・共同研究拠点	共同利用・共同研究拠点（海洋エネルギー研究所）

（別紙）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

１．予　算

令和４年度～令和９年度　予算

（単位：百万円）

区　分	金　額
収入	
運営費交付金	60,873
施設整備費補助金	914
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	204
自己収入	143,626
授業料及び入学料検定料収入	23,813
附属病院収入	119,010
財産処分収入	0
雑収入	803
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	10,772
長期借入金収入	0
計	216,389
支出	
業務費	201,123
教育研究経費	85,490
診療経費	115,633
施設整備費	1,118
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	10,772
長期借入金償還金	3,376
計	216,389

［人件費の見積り］

中期目標期間中総額98,566百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注）人件費の見積りについては、令和５年度以降は令和４年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注）退職手当については、国立大学法人佐賀大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注）組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

［運営費交付金の算定方法］

○　毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

Ⅰ〔基幹運営費交付金対象事業費〕

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。Ｄ（ｙ－１）は直前の事業年度におけるＤ（ｙ）。

- 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- 学長裁量経費。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。Ｅ（ｙ－１）は直前の事業年度におけるＥ（ｙ）。

- 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

③「ミッション実現加速化経費」：ミッション実現加速化経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔基幹運営費交付金対象収入〕

④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（令和４年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）

⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。令和４年度予算額を基準とし、第４期中期目標期間中は同額。

Ⅱ〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

Ⅲ〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。Ｉ（ｙ－１）は直前の事業年度におけるＩ（ｙ）。
⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕
⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。Ｋ（ｙ－１）は直前の事業年度におけるＫ（ｙ）。

運営費交付金 ＝ Ａ（ｙ）＋ Ｂ（ｙ）＋ Ｃ（ｙ）

１．毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。
Ａ（ｙ）＝ Ｄ（ｙ）＋ Ｅ（ｙ）＋ Ｆ（ｙ）－ Ｇ（ｙ）

（１）Ｄ（ｙ）＝ Ｄ（ｙ－１）× β（係数）
（２）Ｅ（ｙ）＝｛Ｅ（ｙ－１）× α（係数）｝× β（係数）± Ｓ（ｙ）± Ｔ（ｙ）
± Ｕ（ｙ）
（３）Ｆ（ｙ）＝ Ｆ（ｙ）
（４）Ｇ（ｙ）＝ Ｇ（ｙ）

Ｄ（ｙ）：教育研究等基幹経費（①）を対象。
Ｅ（ｙ）：その他教育研究経費（②）を対象。
Ｆ（ｙ）：ミッション実現加速化経費（③）を対象。なお、本経費には各国立大学法人の新たな活動展開を含めたミッションの実現の更なる加速のために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
Ｇ（ｙ）：基準学生納付金収入（④）、その他収入（⑤）を対象。
Ｓ（ｙ）：政策課題等対応補正額
新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
Ｔ（ｙ）：教育研究組織調整額
学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。
Ｕ（ｙ）：成果を中心とする実績状況に基づく配分
各国立大学法人の教育研究活動の実績、成果等を客観的に評価し、その結果に基づき配分する部分。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

２．毎事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。
Ｂ（ｙ）＝ Ｈ（ｙ）

Ｂ（ｙ）：特殊要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事

業年度における具体的な額を決定する。

３．毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。
Ｃ（ｙ）＝｛Ｉ（ｙ）＋ Ｊ（ｙ）｝－ Ｋ（ｙ）

（１）Ｉ（ｙ）＝ Ｉ（ｙ－１）± Ｖ（ｙ）
（２）Ｊ（ｙ）＝ Ｊ（ｙ）
（３）Ｋ（ｙ）＝ Ｋ（ｙ－１）± Ｗ（ｙ）

Ｉ（ｙ）：一般診療経費（⑦）を対象。
Ｊ（ｙ）：債務償還経費（⑧）を対象。
Ｋ（ｙ）：附属病院収入（⑨）を対象。
Ｖ（ｙ）：一般診療経費調整額。
直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。
Ｗ（ｙ）：附属病院収入調整額。
直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】
α（アルファ）：ミッション実現加速化係数。△1.2%とする。
第４期中期目標期間中に各国立大学法人が蓄積してきた知的資源を活用して社会変革や地域の課題解決に繋げることを通じ、各法人の意識改革を促すための係数。
β（ベータ）：教育研究政策係数。
物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注）中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。
なお、運営費交付金で措置される「ミッション実現加速化経費」及び「特殊要因経費」については、令和５年度以降は令和４年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。
注）施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。
注）自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、令和４年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注）業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。
注）産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により

行われる事業経費を計上している。

注）長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、令和４年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注）上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は１とし、「教育研究組織調整額」、「一般診療経費調整額」及び「病院収入調整額」については、０として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、令和５年度以降は令和４年度予算積算上の金額から「法科大学院公的支援見直し分」を０として加減算して試算している。

２．収支計画

令和４年度～令和９年度　収支計画

（単位：百万円）

区　分	金　額
費用の部	219,238
経常費用	219,238
業務費	197,563
教育研究経費	25,424
診療経費	60,214
受託研究費等	6,921
役員人件費	512
教員人件費	50,932
職員人件費	53,560
一般管理費	4,317
財務費用	416
雑損	0
減価償却費	16,942
臨時損失	0
収入の部	215,318
経常収益	215,318
運営費交付金収益	57,977
授業料収益	18,906
入学金収益	2,812
検定料収益	669
附属病院収益	119,010
受託研究等収益	6,921
寄附金収益	3,665
財務収益	63
資産見返負債戻入	741
雑益	4,554
臨時利益	0
純利益	△ 3,920
総利益	△ 3,920

注）受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。
注）受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。
注）純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも小さいため発生する会計上の観念的な損失を計上している。

３．資金計画

令和４年度～令和９年度　資金計画

（単位：百万円）

区　分	金　額
資金支出	222,499
業務活動による支出	206,282
投資活動による支出	6,732
財務活動による支出	3,376
次期中期目標期間への繰越金	6,109
資金収入	222,499
業務活動による収入	215,272
運営費交付金による収入	60,873
授業料及び入学料検定料による収入	23,813
附属病院収入	119,010
受託研究等収入	6,921
寄附金収入	3,851
その他の収入	804
投資活動による収入	1,118
施設費による収入	1,118
その他による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	6,109

注）施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。